

～65歳超雇用推進助成金のご案内～

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め
の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上
の継続雇用制度の導入のいずれかの措置
を実施する事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ・労働協約または就業規則で定めている定
年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引
上げること
- ・定年の引上げ等の実施に対して、専門家
へ委託費等の経費の支出があること。また、
改正後の就業規則を労働基準監督署へ届
け出すこと
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以
上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ・高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢
者雇用管理に関する措置(※1)の実施

支給額

- ・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以
上の対象被保険者数、定年等の引上げ年
数に応じて5万円から160万円(ただし1事
業主あたり(企業単位)1回限り)

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度を整備するための措置(高年
齢者雇用管理整備措置)を実施した事業主の皆様を助
成します。

措置(※1)の内容

- ①高年齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働
時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
- ②法定の健康診断以外の健康管理制度(人間ドックま
たは生活習慣病予防検診)の導入

(注1)措置は、55歳以上の高年齢者を対象として労働協約または就業規
則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費(注2)の60%《75%》、ただし中小企業事業
主以外は45%《60%》

(注2)措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談
経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の
導入に要した経費(経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費
用を要したものとみなします。)

【《》内は生産性要件(※2)を満たす場合】

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働
者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆
様を助成します。

申請の流れ

- ①高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢
者雇用管理に関する措置(※1)を実施し、無
期雇用転換制度を整備
- ②転換計画の作成、機構への計画申請
- ③転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ④機構への支給申請

支給額

- ・対象労働者1人につき48万円
(中小企業事業主以外は38万円)
- ・生産性要件(※2)を満たす場合には対象労
働者1人につき60万円
(中小企業事業主以外は48万円)

お問い合わせや申請は、都道府県支部高齢・
障害者業務課(東京、大阪支部は高齢・障害
者窓口サービス課)までお願いします。その
ほかに必要な条件、要件等もございますので、
詳しくはホームページ(<http://www.jeed.or.jp>)
をご覧ください。

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構
山口支部 高齢・障害者業務課
TEL: 083-995-2050



高年齢者雇用管理に関する措置(※1)とは

- (a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、(b)作業
施設・方法の改善、(c)健康管理、安全衛生の配慮、(d)職域の拡大、
(e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進(f)賃金体系の見直
し、(g)勤務時間制度の弾力化のいずれか

生産性要件(※2)とは、『助成金の支給申請を行う直近の会計
年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸び
ていること(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都
合による離職者を発生させていないこと)』が要件です。
(企業の場合)

生産性＝営業利益÷人件費÷減価償却費÷動産・不動産賃借料÷租税公課
雇用保険被保険者数